

◎新潟県告示第1018号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年8月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多田皆川金井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市千種字中 236 番 1 から	新	8.0～45.8メートル	122.0メートル
同市千種字中250番2まで	旧	8.0～10.0メートル	120.5メートル

備考 路線の重用

全区間県道金井新穂線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 金井新穂線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市千種字中 250 番 2 から	新	8.0～45.8メートル	122.0メートル
同市千種字中236番1まで	旧	8.0～10.0メートル	120.5メートル

備考 路線の重用

全区間県道多田皆川金井線と重用